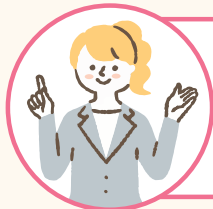


iDeCoへの移換

～企業型DCの資産をろうきんiDeCo(個人型年金プラン)に移換する場合～

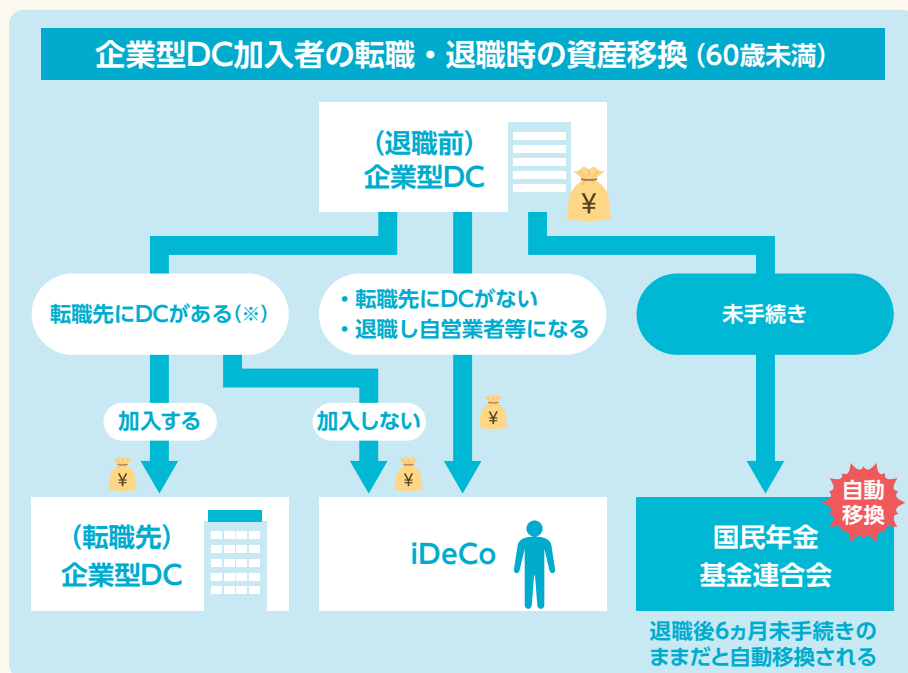
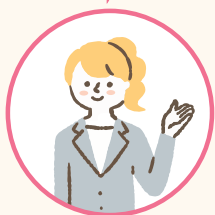


企業型DCに加入していた方が、企業型DCのない企業等に転職したり、退職して国民年金の第1号被保険者(自営業者等)になった場合、企業型DCの資産をiDeCoに移換する手続きが必要です。では、移換の方法を確認してみましょう!

転職前の企業で企業型DCに加入していました。
転職したときは、どのような手続きをすればよいのでしょうか?



企業型DCに加入していた60歳未満の方が、転職や退職によって転職前の企業型DCの加入者資格を喪失した場合、資産を転職先の企業型DCやiDeCo等に移換する必要があります。



※企業型DCに加入した場合でも、要件を満たせばiDeCoにも加入できる場合があります。

移換手続きをしなかった場合はどうなりますか?



企業型DCの加入者資格を喪失した方が、資格喪失した日の属する月の翌月から6ヵ月以内に必要な手続きを行わなかった場合、その資産は(新たに確定拠出年金制度に加入していない場合は)、自動的に国民年金基金連合会に移換(自動移換)されます。自動移換されてしまうと、現金の状態でも管理されることとなりますので、運用の指図等はできず、通算加入者等期間にも算入されません。また、掛金の拠出、年金給付の請求なども行えなくなってしまいます。



裏面に続く

それは大変ですね!
是非、ろうきんiDeCoに資産移換したいです!



ろうきんiDeCo (個人型年金プラン) に資産を移換する場合は、「確認書」「個人別管理資産移換依頼書」「移換時配分指定書」「本人確認書類」を提出する必要があります。詳しい手続きはろうきんiDeCoスペシャルサイトで確認してみましょう!

「ろうきんiDeCo」に資産を移換する方へ



iDeCo専用
コールセンター

0120-320-615

平日(月曜～金曜)9:00～19:00
(土日祝日・振替休日、12月31日～1月3日は休業)

ろうきん
iDeCo
スペシャル
サイト



2016年以前からろうきんの個人型確定拠出年金(労働金庫個人型年金プラン)をご契約されている方

ろうきんは、2017年1月施行の確定拠出年金に係る法律改正に伴い、「個人型確定拠出年金(労働金庫個人型年金プラン)」「(既存プラン)」に加えて、「ろうきんiDeCo(個人型年金プラン)」「(新プラン)」の取扱いを開始しておりますので、新プランへの変更も是非ご検討ください。



他の運営管理機関でiDeCoをご契約されている方が、ろうきんiDeCo(個人型年金プラン)に資産を移換する場合

提出書類は新規加入時のものとは異なります。なお、具体的なお手続きについては、ろうきんiDeCo専用コールセンターへのお問い合わせ、またはろうきんiDeCoスペシャルサイトをご確認ください。

「ろうきんiDeCo」に資産を移換する際の注意事項

60歳以上の方へ

60歳以上の方につきましては、転職・退職をした場合でもご加入の企業型確定拠出年金規約にもとづいて、受給開始までの間継続して、運用指図者として運用することが可能です。

ただし、iDeCoに資産の移換を希望される場合は60歳未満の方と同様のお手続きとなります。

※資産移換には手数料がかかります。ろうきんiDeCoに資産を移換する際の手数は、ご加入の企業型確定拠出年金の運営管理機関によって異なりますので、あらかじめご確認をお願いいたします。なお、ろうきんiDeCoに新規加入することになりますので、別途、新規口座開設に係る手数料2,829円を国民年金基金連合会へ支払う必要があります。